

2026 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ディーエムエス  
代表者名 代表取締役社長 山本克彦  
(東証スタンダード市場・コード 9 7 8 2)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役 執行役員 管理本部長 森健  
電話 0 3 - 3 2 9 3 - 2 9 6 1

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

株式会社ディーエムエス（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：山本 克彦、以下「当社」という。）は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

|                   |                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日          | 2026 年 8 月 14 日                                                               |
| (2) 処分する株式の種類及び総数 | 当社普通株式 16,852 株                                                               |
| (3) 処分価額          | 1 株につき 3,465 円                                                                |
| (4) 処分総額          | 58,392,180 円                                                                  |
| (5) 割当予定先         | 当社取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）5 名 13,851 株<br>当社執行役員 1 名 57 株<br>当社従業員 74 名 2,944 株 |

#### 2. 処分の目的及び理由

2020 年 5 月 22 日付「役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを、2020 年 5 月 22 日の取締役会で決議しております。また、2020 年 6 月 23 日開催の当社第 61 期定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として当社の取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年 1 億円以内とすること、本制度により当社が当社の取締役に對して発行または処分する普通株式の総数は年 28,000 株を上限とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、当社の取締役 5 名、執行役員 1 名及び従業員 74 名に対し、金銭報

酬債権合計 58,392,180 円（以下、「本金銭報酬債権」という。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である当社の取締役、執行役員及び従業員が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 16,852 株（以下、「本割当株式」という。）を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任若しくは退職する日までとしております。

### 3. 株式割当契約の概要

当社は、当社の取締役（以下、「対象取締役」という。）との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。また、同じく割当予定先である当社の執行役員及び従業員との間でも、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任若しくは退職する日又は本払込期日の属する事業年度に係る甲の有価証券報告書（本払込期日が甲の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には甲の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものいたします。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任若しくは退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果 1 を超える場合は、1 とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

#### (3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関す

る事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とする。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

#### (5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,465円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上